

「男女共同参画出前講座」 実施について

滋賀県立男女共同参画センター

1 趣旨

男女の人権が互いに尊重され、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画する男女共同参画社会の実現に向けては、広く県民がその目指す方向等について学び、正しい理解と認識を深める必要があります。

特に、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっているアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）に気づき、改善していくことが急務であり、広く意識啓発に取り組むことが重要です。

このような状況から滋賀県立男女共同参画センター（以下「センター」という。）では、男女共同参画や自分らしく生きることの大切さについて考えてもらう機会として出前講座を実施します。

2 実施形態

地域、団体、企業等の研修

3 講師

センター職員、またはセンター所長が講師として認めた者

4 内容

男女共同参画に係る内容

5 経費

（1）講師に関する経費は必要ありません。

（2）会場費用、物品借用等その他開催に伴う経費が発生する場合は申込者の負担とします。

6 手続

（1）出前講座を希望する団体等は、まず電話もしくはメールにて連絡後、開催予定日の2週間前までに依頼書または申込書（別添様式1）をセンターへご提出ください。

（2）申込者は、出前講座終了後2週間以内に出前講座報告書（別添様式2）をセンターへご提出ください。（別の様式でも可）